

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 1 号

記

恵庭市子ども医療費助成に関する条例及び恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略）	第1条 （略） （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略）

現行	改正案
(4)～(8) (略)	主 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (4)～(8) (略)
第3条～第5条 (略)	第3条～第5条 (略)
(助成の方法) 第6条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> に委託することができる。	(助成の方法) 第6条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> に委託することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
第7条～第11条 (略)	第7条～第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
(助成の方法) 第8条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> に委託することができる。	(助成の方法) 第8条 受給者に係る医療費の助成は、市長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとし、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> に委託することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
第9条～第13条 (略)	第9条～第13条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

